

議案第 94 号 令和 7 年度大津市一般会計の決算の認定についての
うち、総務部、出納室、議会局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局の所管する部分について

令和 7 年度一般会計のうち、総務部、出納室、議会局、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局に関する決算の状況につきまして、
主要な施策の成果説明書に基づき、説明させていただきます。

はじめに、歳入の部から、ご説明いたします。

17 ページをお願いいたします。

まず、款 1 市税の全体についてです。

市民税は、個人市民税が、前年度の定額減税の反動に加え、個人所得の増加や、納税義務者の増加等により増収となり、法人市民税では、個人消費の回復基調とともに、堅調な企業業績により増収となりました。

また、固定資産税及び都市計画税は、新築家屋に対する新たな課税や企業の堅調な設備投資の増加等により、全体として増収となりました。

市税収入全体としては、561 億 7000 万円余りとなり、前年度比約

6.4%増となる 33 億 5500 万円余りの増収となりました。

主な税目について、順次ご説明いたします。

項 1 市民税ですが、全体の収入済額は 272 億 1500 万円余りで、前年度より 29 億 5100 万円余りの増収となりました。

内容説明欄の、目 1 個人の現年課税分は、229 億 7700 万円余りの収入済額となりました。これに滞納繰越分を含めた個人市民税の合計は、231 億 4600 万円余りとなり、前年度の定額減税が終了したこと等により、前年度比約 13.0%増となる 26 億 5500 万円余りの増収となりました。

目 2 法人の現年課税分は、40 億 6300 万円余りの収入済額となりました。これに滞納繰越分を含めた法人市民税合計は 40 億 6800 万円余りとなり、法人の好調な業績による利益の増加等により、前年度比約 7.8%増となる 2 億 9600 万円余りの増収となりました。

18 ページをお願いいたします。

項 2 固定資産税は、全体の収入済額が 207 億 5800 万円余りとなりました。

内容説明欄の、目 1 固定資産税は、現年課税分と滞納繰越分を合わせた収入済額が 206 億 500 万円余りで、新築家屋に対する新たな課税や企業の堅調な設備投資の増加等により、前年度比約 1.5%増とな

る 3 億 900 万円余りの増収となりました。

目 2 国有資産等所在市町村交付金は、対象資産が増加したことにより、前年度比約 9.3%増となる 1200 万円余りの増収となりました。

18 ページから 19 ページにかけての項 3 軽自動車税は、全体の収入済額が 8 億 3600 万円余りで、前年度比約 3.2%増となる 2600 万円余りの増収となりました。

内容説明欄の、目 1 環境性能割は、前年度比約 12.3%増となる 600 万円余りの増収となりました。

目 2 種別割は、旧税率車両から新税率車両への乗り換えが進んでいること等により、現年課税分と滞納繰越分を合わせた収入済額は 7 億 7500 万円余りで、前年度比約 2.6%増となる 1900 万円余りの増収となりました。

19 ページ中段の項 4 市たばこ税は、販売本数は前年度比約 1.2%減となる 300 万本余りの減少となり、収入済額は 17 億 8100 万円余りで、前年度比約 1.2%減となる 2100 万円余りの減収となりました。

項 7 入湯税は、収入済額は 8700 万円余りで、コロナ禍前の水準には戻っていないものの入湯客数が増加したことにより、前年度比約 3.4%増となる 200 万円余りの増収となりました。

19 ページから 20 ページにかけての項 8 事業所税は、現年課税分と

滞納繰越分を合わせた収入済額は 14 億 6200 万円余りで、前年度比約 0.5%増となる 700 万円余りの増収となりました。

項 9 都市計画税は、現年課税分と滞納繰越分を合わせた収入済額が 40 億 2700 万円余りで、前年度比約 1.7%増となる 6600 万円余りの増収となりました。

以上が、市税であります。

次に、款 2 地方譲与税であります。項 1 地方揮発油譲与税は、国税である地方揮発油税の収入額の 42%相当額が、市道の延長、面積の割合により按分されて市町村に譲与されるもので、前年度に比べ約 900 万円の減収となる 1 億 7100 万円余りとなりました。

項 2 自動車重量譲与税は、国税である自動車重量税の収入額の 40.7%相当額が、市道の延長、面積の割合により按分されて市町村に譲与されるもので、前年度に比べ約 1600 万円の増収となる 5 億 6900 万円余りとなりました。

項 3 森林環境譲与税は、国税である森林環境税の収入額の 90%相当額が、私有林人工林の面積、林業就業者数、人口の割合により按分されて市町村に譲与されるもので、前年度に比べ約 400 万円の増収となる 9300 万円余りとなりました。

以上、地方譲与税全体では、前年度比約 1.4%増となる 8 億 3400

万円余りとなりました。

款 3 利子割交付金は、預貯金の利子等に対して課税され、県に納付された県民税の利子割額の 59.4%相当額が、当該市町に係る個人県民税額で按分され交付されるもので、前年度に比べ約 7200 万円の増収となる 1 億 300 万円余りとなりました。

20 ページから 21 ページにかけての款 4 配当割交付金は、株の配当に対して課税され、県に納付された県民税の配当割額の 59.4%相当額が、当該市町に係る個人県民税額で按分され交付されるもので、前年度に比べ約 600 万円の減収となる 5 億 4300 万円余りとなりました。

款 5 株式等譲渡所得割交付金は、株の譲渡益等に対して課税され、県に納付された県民税の株式等譲渡所得割額の 59.4%相当額が、当該市町に係る個人県民税額で按分され交付されるもので、前年度に比べ約 1 億 2800 万円の増収となる 8 億 700 万円余りとなりました。

款 6 法人事業税交付金は、県に納付された法人事業税の 7.7%相当額が、法人市民税の法人税割額と従業者数で按分されるもので、前年度に比べ約 2600 万円の減収となる 8 億 4100 万円余りとなりました。

款 7 地方消費税交付金は、県に納付された地方消費税収入額の 50%相当額が、国勢調査による人口と事業所統計の従業者数により

按分され交付されるものですが、前年度に比べ約 6 億 6200 万円の増収となる 89 億 5500 万円余りとなりました。

款 8 ゴルフ場利用税交付金は、県に納付されたゴルフ場利用税の 70%相当額が、ゴルフ場所在市町に交付されるもので、前年度と比べ約 500 万円の減収となる 1 億 7700 万円余りとなりました。

款 9 環境性能割交付金は、県に納付された自動車税環境性能割額の 40.85%相当額が、市道の延長及び面積により按分され交付されるもので、前年度と比べ約 1800 万円の減収となる 1 億 2800 万円余りとなりました。

款 10 国有提供施設等所在市町村助成交付金は、自衛隊が使用する演習場等の用に供する土地、建物等に対して交付されるもので、前年度とほぼ同額の 1800 万円余りとなりました。

款 11 地方特例交付金は、定額減税の実施に伴う減収を補填する定額減税減収補填特例交付金の減少等により、前年度から大きく減少し約 3 億 7,300 万円余りとなりました。

続いて 21 ページ下段から 22 ページにかけての款 12 地方交付税であります。

①の普通交付税は、人件費や物価の上昇等の影響が算定に反映されたほか、臨時財政対策債振替相当額の皆減や、国の補正予算を踏ま

えた臨時経済対策費や臨時財政対策債償還基金費等の追加交付があったことから、交付額は前年度に比べ、約 9.7%増加し、約 181 億 7,300 万円余りとなりました。

②の特別交付税は、前年度に比べ、約 13.4%の増額で、約 7 億 8,600 万円余りとなり、この結果、普通交付税と合わせた地方交付税の総額は、前年度に比べ約 17 億 200 万円増加し、約 189 億 5,900 万円余りとなりました。

23 ページ中段をお願いいたします。

款 1 5 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 1 総務使用料、(1) 総務管理使用料のうち、①の建物使用料は、カの一部及びチ並びにツを除いていずれも総務部所管の庁舎使用に伴う使用料であり、23 ページ下段から 24 ページ上段にかけての②土地使用料は、ア及びイ並びにウの一部、オ及びキ並びにクが総務部の所管で、庁舎用地等の使用料であります。

28 ページの項 2 手数料、目 1 総務手数料、(1) 総務管理手数料、①の総務証明等手数料は、建設工事に関する証明書交付手数料等であり、(2) 徴税手数料は、所得証明等の各種税務証明手数料と督促手数料であります。

32 ページ下段から 34 ページ上段にかけての款 1 6 国庫支出金、項

2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金、(1) 総務管理費国庫補助金のうち、総務部に係るものは繰越分も含め新しい地方経済・生活環境創生交付金及び物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金であります。

43 ページをお願いいたします。

款 1 7 県支出金、項 2 県補助金、目 1 総務費県補助金、(1) 総務管理費県補助金のうち、総務部に係るものは2つ目の移譲事務交付金であり、県条例により知事から移譲された事務に対する交付金で、医療法人に関する事務等であります。3つ目の災害時用公衆電話設置支援事業費補助金であり、災害発生時等において被災者等の通信手段の確保を図るため、災害時用公衆電話の設置に要する経費に対する交付金であります。

49 ページをお願いいたします。

項 3 委託金、目 1 総務費委託金、(2) 徴税費委託金の県税徴収事務委託金は、個人の県民税を、市民税とともに市が賦課及び徴収していることから、その県民税に関わる県からの事務委託金であります。

(3) 選挙費委託金は、令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る委託金、令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙に係る委託金並びに在外選挙登録事務に

係る委託金であります。

51 ページをお願いいたします。

款 1 8 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 財産貸付収入、(1) 土地貸付収入のうち、①の総務部土地貸付収入は、国・県その他に対する計 6 2 件の土地貸付収入で、主なものは、国及び京都市に対する艇庫用地、県関係は小野交番用地の貸付です。

51 ページ下段から 52 ページ上段をお願いいたします。

目 2 利子及び配当金のうち、(1) 利子収入であります、①及び③から⑧までが、総務部が所管する各基金の運用利子収入であります。

52 ページ中段をお願いいたします。

項 2 財産売払収入、目 1 不動産売払収入、(1) 不動産売払収入のうち、①の総務部不動産売払収入は、未利用地を処分したものです。

目 2 物品売払収入、(1) 不用品売払代は、不用となった公用車等の売却に伴う収入であります。

52 ページ下段から 53 ページ上段にかけての款 1 9 寄附金、項 1 寄附金、目 1 総務費寄附金、(3) 財産区等寄附金は、①及び②の地区の各自治会が実施する自治会運営事業等に対し、報償費を支出する原資とするため、それぞれ、村中名義の財産会計から、寄附金を収入

したものであります。

53 ページ下段をお願いいたします。

款 2 1 繰越金、項 1 繰越金は、令和 6 年度の決算剰余金及び令和 6 年度から令和 7 年度への繰越事業に伴う繰越一般財源であります。

54 ページにかけての款 2 2 諸収入、項 1 延滞金、加算金及び過料、目 1 延滞金、(1) 延滞金のうち、①延滞金は、市税に係る延滞金を収入したものであります。

項 2 市預金利子は、出納室で所管する歳計現金等の保管に伴う預金利子及び運用に伴う利子収入であり、金利上昇等により 2,200 万円余り増収となりました。

54 ページ下段から 55 ページ上段をお願いいたします。

項 4 雑入、目 1 滞納処分費、(1) 滞納処分費のうち、①は、差押債権取立金請求訴訟解決金であり、②は債権仮差押命令申立事件仮差押取下げによる原因消滅に伴う供託金（払渡）であります。

目 2 弁償金、(1) 弁償金のうち、①は、原動機付自転車標識紛失に係る弁償金です。

目 3 違約金及び延納利息、(1) 違約金及び延納利息は、売却した不用公用車の受領遅滞に係る違約金及び延納利息です。

目 4 雑入、(1) 総務費雑入のうち、④の一部及び⑦から⑰までが、

総務部に係る歳入であります。主なものは、職員健康診断、システム、庁舎維持管理等に係る企業局等からの分担金、県消防学校への職員派遣費、会計年度任用職員等の雇用保険に係る本人負担金、公用車に係る自賠責保険の解約返戻金等、市有建物の事故等に対する共済金等であります。

57 ページ下段をお願いいたします。

(9) その他雑入のうち、②総務部その他雑入の主なものは、総務課では、会計年度任用職員雇用に係る負担金等、人事課では、滋賀県東京本部等への派遣職員の職員宿舎使用料等、管財課では、遺失者未判明の庁舎取得物受領分等、市民税課では、軽自動車税申告書取扱事務費負担金の精算金、資産税課では、不動産取得税課税資料に係る委託料、収納課では、市県民税の配当所得割額・株式等譲渡所得割額控除超過額の返還金、出納室では、指定金融機関及び総括出納取扱金融機関の総括事務取扱経費に係る負担金等であります。

59 ページをお願いいたします。

款 2 3 市債、項 1 市債であります。

令和 7 年度の発行額は、総額 58 億 5,520 万円となり、前年度に比べて、約 8 億 1,970 万円下回りました。

それでは、記載の順に、それぞれの内容について説明いたします。

目 1 総務債、(1) 市民センター整備事業債は、伊香立市民センターの建設工事等に係る事業債であり、(2) 防災対策事業債は、緊急情報を住民に瞬時に伝える J アラート自動受信機の更新及び防災倉庫の設置工事に係る事業債であり、(3) 文化施設等整備事業債は、坂本城跡の整備等に係る事業債であり、(4) 社会体育施設整備事業債は、大石淀グラウンド・ゴルフ場整備に係る事業債であります。

目 2 民生債、(1) 社会福祉施設等整備事業債は、地域密着型サービス施設整備補助事業や木戸つどいの広場及び浜大津保育園の空調設備更新事業等に係る事業債であります。

60 ページの目 3 衛生債、(1) 斎場施設整備事業債は、志賀聖苑の空調設備更新及び大津聖苑の火葬炉設備更新に係る事業債であり

(2) 脱炭素化推進事業債は、市有施設の LED 化に係る事業債であり、(3) 水道事業会計出資債は水道施設の耐震化に対する出資債であります。(4) 一般廃棄物処理事業債は、北部クリーンセンターの解体に係る事業債であり、(5) し尿処理施設整備事業債は、北部衛生プラント及び志賀衛生プラント長寿命化整備等に係る事業債であります。

目 4 農林水産業債、(1) ため池整備事業債は、滋賀県が施工する下酢子池及び南ヶ谷池等の整備負担金に係る事業債であり、(2) 緊

急自然災害防止対策事業債は、滋賀県が施工する琵琶ヶ谷水路や和邇南浜のポンプ制御盤の整備等の負担金に係る事業債であり、(3) 防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債は、滋賀県が施工する南ヶ谷池及び八反池の整備負担金に係る事業債であります。

60 ページ下段から 61 ページにかけての目 6 土木債、(1) 道路等整備事業債は、市道の新設改良や市道橋の補修等に係る事業債であり、(2) 自然災害防止事業債は、河川改修等に係る事業債であり、(3) 都市計画道路整備事業債は、都市計画道路 3・4・46 号比叡辻日吉線等の街路整備に係る事業債であり、(4) 公園整備事業債は、都市公園トイレバリアフリー化工事やサンシャインビーチの再整備等に係る事業債であり、(5) 自転車駐車場整備事業債は、瀬田駅前自転車駐車場老朽化対策に係る事業債であり、(6) 駐車場整備事業債は、浜大津公共駐車場の長寿命化事業に係る事業債であります。

61 ページの下段から 62 ページにかけての目 7 消防債、(1) 消防施設整備事業債は、消防救急デジタル無線や消防ポンプ自動車の更新等に係る事業債であります。

目 8 教育債、(1) 義務教育施設整備事業債は、小中学校の長寿命化改良やトイレ改修等の学校施設の整備及び中学校体育館の空調設備設置等に係る事業債であり、(2) 防災対策事業債は、志賀小学校

体育館の建替に係る事業債であり、（３）幼稚園施設整備事業債は、公立幼稚園の遊具更新に係る事業債であります。

目９災害復旧債、（１）公共土木施設災害復旧債は、令和７年８月の大雨等により被災損傷した道路等の復旧に係る事業債であります。

なお、62 ページの下段から 63 ページにかけて市債の借入先及び条件をあわせて記載しておりまして、それぞれの利率は、借入に係る期間並びに金額に応じて異なっており、1.35%から 3.3%となっております。

以上が、歳入であります。

続きまして、歳出の部について、ご説明いたします。

64 ページをお願いいたします。

款１議会費、項１議会費、目１議会費であります。

２の政務活動費は、64.2%の執行率となっております。

３の議会運営費は、市議会会議録作成業務委託料、おおつ市議会だより発行経費及び広報広聴ビジョンアクションプランに基づく経費、議場放送設備機器に係る経費、会議システムに係る経費、議会図書室充実整備事業に係る経費等であります。

65 ページをお願いいたします。

款２総務費、項１総務管理費、目１一般管理費であります。２の

訴訟事務費は、3名の顧問弁護士に対する顧問料や、その他訴訟に係る弁護士報酬等であります。

3のコンプライアンス推進事業費は、公正職務審査委員会、行政不服審査会の開催等の経費であります。

4の平和啓発推進事業費は、平和祈念展の開催等に係る経費であります。

5の行政改革推進費のうち、(1)の行政改革推進事業費は、行政改革推進委員会の開催経費等で、6の公共施設マネジメント推進費のうち、(1)の公共施設マネジメント推進事業費は、公共施設マネジメント推進委員会の開催経費や公共施設マネジメントシステムに係る利用料等であります。

7の一般行政推進事業費のうち、(4)の入札・契約等の電子化推進事業費は、「電子入札システム」の利用料等で、(5)の一般供用物等管理事務費は、契約検査課の庁内備品購入費等で、(6)のその他推進費のうち、総務部に係るものは、総務課及び契約検査課の事務経費であります。

8の定額減税調整給付金支給費の(1)定額減税調整給付金支給事業費は、支給にかかる給付費及び事務経費であります。

66 ページをお願いいたします。

目 2 会計管理費は、金融機関への市税等収納事務取扱手数料等の
出納事務経費等であります。

68 ページをお願いいたします。

目 7 文書費は、2 から 4 までが総務課の事業であり、公報や例規集
の発行、文書の印刷・郵送等に関する経費であります。

目 8 公平委員会費は、公平委員 3 名の報酬、その他の事務経費であ
ります。

68 ページ下段から 69 ページ上段にかけての目 9 総合防災費であ
りますが、2 の地域防災計画事業費は、防災マップシステムの保守に
関する経費等であります。

3 の防災活動事業費は、備蓄用品の購入に係る経費、総合防災訓練
に係る経費や生活用ろ過装置・防災用組立水槽購入費等であります。

4 の防災設備整備事業費は、防災行政無線の保守管理や総合防災
情報システム運用に関する経費、また防災倉庫整備費等であります。

5 の危機管理関係事業費は、J アラート受信機更新業務や J アラ
ートの保守管理、J アラート自動連携に伴うメール配信サービス使
用料等に係る経費であります。

6 の個別避難計画作成推進事業費は、個別避難計画作成に伴う報
償費等に係る経費であります。

目 10 人事管理費であります。2 の共済費は、特別会計を除いた滋賀県市町村職員共済組合員に係る共済組合費、会計年度任用職員及び再任用職員の社会保険料、雇用保険料や、地方公共団体等に代わって公務災害に係る補償業務を行う地方公務員災害補償基金に対する負担金等であり、3 の負担金は、会計年度任用職員が任意で加入する一般財団法人大津市勤労者互助会の会費負担金等です。

4 の職員退職手当金は、令和 7 年度における定年相当、早期、普通退職等に係る手当金で、前年度に比べ、定年延長に伴い、退職者数が減少したため、約 7 億 2,558 万円減の 7 億 2,958 万円余りとなりました。

5 の職員採用試験関係経費は、試験問題採点等の委託料や就職情報サイトへの掲載としてかかる広告料であり、6 の職員福利厚生負担金は、大津市職員互助会事業の相互負担事業における市負担分であります。

7 の職員被服貸与費は、職員への被服貸与の経費であり、8 の労働安全衛生事業費は、全職員を対象とした健康診断等の委託料をはじめ、薬品、事務用消耗品、衛生用品等の購入に係る経費であります。

9 の障害者雇用促進事業費は、障害のある職員に対する就労及び職場定着支援に係る委託料等であり、10 の人事管理システム関係

経費は、人事給与システム等のサービス利用料であり、11のテレワーク関係経費は、在宅勤務環境整備に伴うテレワークライセンス等の使用料であります。

12の人事評価システム関係経費は、人事評価システムの利用料であります。

13のライフプラン事業費は、ライフプランセミナーや講師派遣等の事業に対する負担金であり、

14の特定健康診査等負担金は、滋賀県市町村職員共済組合の組合員及び被扶養者を対象としたメタボリックシンドロームに対応した検査等に対する負担金であります。

15の退職手当基金積立金は、基金の運用による利子収入を基金に積み立てたものであります。

16の当直業務委託は、守衛室での当直業務に係る委託料であります。

17の職員研修費は、内部の階層別研修や特別研修に係る講師経費及び旅費、外部研修への職員派遣に係る経費、滋賀県市町村職員研修センターの運営等に係る負担金等であります。

18の特別職報酬等審議会経費は議員報酬の額、市長及び副市長の給料の額等を審議する付属機関の開催経費であります。

19のその他人事管理経費は、滋賀県東京本部等への派遣職員の職員宿舍使用料や、非常勤職員の公務災害による災害補償費等であります。

目11財政管理費は、新地方公会計制度に基づく連結財務書類の作成に係る支援業務費のほか、財政関係事務経費等であります。

70ページから71ページ上段にかけての目12財産管理費ですが、2の市有車両関係費は、交通安全対策及び管財課所管の自動車等の維持管理に係る経費であります。

3の財産管理費は、市有財産の維持管理と市有地売却に係る経費であります。

4の庁舎管理事業費は、庁舎設備等の維持管理や保守、庁舎の改修工事、施設維持補修、光熱水費等に係る経費、5の庁舎大規模改修事業費は、庁舎の空調設備や蓄電池設備の更新工事等に係る経費、6の庁舎適正化改修事業費は、庁舎内の建築基準法不適合箇所を適正化する改修工事に係る経費であります。

7の庁舎整備事業費は、新庁舎整備予定地の皇子山総合運動公園広場ほか撤去に係る工事費、庁舎整備基本計画策定やオフィス環境整備支援、境界確定及び用地測量等に係る委託料、専門家により構成した懇話会及び設計事業者選定委員会の開催、先進地視察等に係る

経費であります。

目 1 3 土地開発基金費及び目 1 5 庁舎整備基金費、目 1 7 財政調整基金費、目 1 8 公共施設等整備基金費は、将来の財政需要に備えた積立や基金の運用利息の積立等であります。

72 ページ上段をお願いいたします。

目 1 9 自治振興費の総務部所管についてであります。10 の公共事業等報償費は、関津自治会等に対し、村中名義の財産会計からの寄附金を原資に、自治会の運営事業等に支出を行ったものであります。

76 ページ下段から 77 ページ上段にかけての項 2 徴税費についてであります。目 1 税務総務費は、税 3 課の職員の人件費と一般事務経費であります。

目 2 賦課費は、主に市民税、固定資産税、軽自動車税の課税に係る経費であり、1 の賦課事務費は、納税通知書等の郵送料やパソコン、サーバの賃借料等の経費で、2 の賦課計算等委託経費は、市税の納税通知等の関係帳票の印刷及び発送等の業務や個人・市県民税及び軽自動車税の課税事務等に係る労働者派遣業務、固定資産評価支援業務等の委託料であります。

3 の各種協議会等分担金は、エルタックス運用に伴う地方税共同

機構への負担金等で、4の税情報システムオンライン経費は、市税業務システムの運用保守業務やシステム標準化に関するシステム改修業務等の経費であります。

目3徴収費は、市税の徴収に係る経費であり、78ページにかけての2の市税徴収事務経費は、市税徴収に係る督促状、催告書等の郵送料等の経費やコンビニ収納代行業務の委託料等であります。

3の市税徴収事務収納システム運用経費は、徴収事務に係るシステムの保守の委託料等で、4の市税過誤納金還付金は、主に法人市民税の過年度還付金及び個人市県民税並びに固定資産税過年度還付金であります。

79ページをお願いいたします。

項4選挙費は、選挙管理委員会の委員及び職員の人件費、選挙啓発推進に係る経費、令和7年7月20日執行の参議院議員通常選挙に伴う経費並びに令和8年2月8日執行の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に伴う経費であります。

80ページ上段の項6監査委員費、目1監査委員費は、4名の監査委員及び事務局職員の人件費並びに、監査、検査、決算審査等の執行に伴う経費であります。

目2外部監査費は、包括外部監査契約に係る経費であります。

98 ページから 99 ページにかけての款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 9 水道・ガス事業会計繰出金は、市が負担すべき簡易水道の建設改良等に伴う企業債元利償還金や物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した水道料金の減免に要する経費等に対し、一定の所要額を繰り出したものであります。

120 ページをお願いします。

款 8 土木費、項 4 都市計画費、目 6 下水道事業会計繰出金は、雨水や汚水事業に対する一定の所要額を繰り出したものであります。

126 ページをお願いします。

款 10 教育費、項 1 教育総務費、目 5 教育振興費のうち、9 の私学振興対策費は、私立学校振興助成法の規定等に基づき、教育環境の整備等を図ることを目的として、教育経費の一部を補助したものであります。

135 ページの下段をお願いいたします。

款 12 公債費については、約 2 億 9,949 万円増加し、約 105 億 9,698 万円となりました。

なお、償還先別の内訳は、表に記載のとおりです。

恐れ入りますが、はじめの方に戻っていただき、8 ページをお願いいたします。

令和7年度末における市債目的別現在高ですが、表の合計欄のとおり、前年度に比べ、約40億5万円減少し、約1,159億3,838万円となりました。

また、臨時財政対策債を除いた市債残高は、前年度より約4億5,111万円増加し、約680億9,166万円となりました。

今後も、将来の公共施設の適切な維持・管理に伴う大規模改修等が控えておりますが、市債発行にあたっては、健全財政の堅持に向けて、さらなる適正化に努めてまいります。

最後になりますが、13ページをお願いいたします。

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化の使途について、でございます。

消費税率は平成26年4月1日に5%から8%に引き上げられ、令和元年10月1日には、さらに、8%から10%に引き上げられました。これらの税率の引き上げに伴う令和7年度の地方消費税交付金の増収分は約51億1,520万円となり、社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に充てる趣旨を踏まえ、表に記載した事業費に充当し、各制度の維持・安定化や支給対象者の増加における対応に適切に充てたものです。

以上で、総務部、出納室、議会局、選挙管理委員会事務局及び監査

委員事務局に関する歳入・歳出決算の説明とさせていただきます。

よろしくご審査いただきますようお願いいたします。